福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘七六	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二五〇―一	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二六七	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二六九	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二七七	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二七八	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二七九	原野	刈払い	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二九〇―二	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二九三―二	原野	刈払い	
福島県双葉郡大熊町大字野上字旭ヶ丘二九三―三	原野	刈払い	
福島県双葉郡大熊町大字野上字沢七六	山林	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町一―三十五　福島キャピタルフロントビル七階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所放射能汚染対策課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十六年六月

四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

国会事項

衆議院

質問書提出

三月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

公的支援を受けている日本航空が法人税負担を免れている件に対する財務大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

会議

三月二十五日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

議案受領（予備審査）

三月二十四日衆議院から次の議案が送付された。

放送法の一部を改正する法律案（原口一博外三名提出）（衆第三号）

議案付託

三月二十四日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）　内閣委員会に付託

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）　農林水産委員会に付託

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第六五号）　経済産業委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）　総務委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）　法務委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）　外交防衛委員会に付託

雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第三号）　厚生労働委員会に付託

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四号）　国土交通委員会に付託

質問主意書転送

三月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

ストロンチウム九十等に関する質問主意書（川田龍平提出）（第四九号）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三月十九日午前九時五十三分御出門、ベトナム国主席閣下及び同令夫人を御訪問のため、迎賓館赤坂離宮（港区）へ行幸啓、同十時四十分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、三月二十五日ギリシャ国の国祭日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定流通機構の主たる事務所の所在地の変更について

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の二の五第三項の規定に基づき指定流通機構から主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　主たる事務所の所在地を変更しようとする指定流通機構の名称　公益社団法人近畿圏不動産流通機構

二　主たる事務所の所在地を変更しようとする年月日　平成二十六年四月七日

三　主たる事務所の変更前の所在地　大阪府大阪市中央区船越町二丁目二番一号

四　主たる事務所の変更後の所在地　大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目五番九号